

国東サテライトセンター施設整備事業（建屋建設工事）
発注仕様書

令和5年12月

宇佐・高田・国東広域事務組合

目次

第1節 総 則	1
第2節 計画概要	1
1. 工事名	1
2. 工事期間	1
3. 試運転	1
4. 建設用地の概要	2
5. 工事計画	2
6. 搬入道路	2
第3節 共通事項	2
1. 発注計画	2
2. 提出図書	3
第4節 本工事の品質確保	4
1. 適用範囲	4
2. 疑義	4
第5節 材料及び機器	4
1. 使用材料規格	4
2. 使用材料・機器の統一	5
3. 鉄骨製作工場の選定	5
第6節 保証事項等	5
1. 保証事項	5
2. 工程調整	5
第7節 契約不適合責任	5
1. 契約不適合責任	5
2. 契約不適合検査	5
3. 契約不適合確認要領書	6
4. 契約不適合確認の基準	6
5. 契約不適合の改善、補修	6

第8節 工事範囲	6
1. 工事範囲	6
第9節 検査及び試験	7
1. 立会検査及び立会試験	7
2. 検査及び試験の方法	7
3. 検査及び試験の省略	7
4. 経費の負担	7
第10節 正式引渡し	7
第11節 基本事項	7
1. 仮設計画	7
第12節 建築工事	8
1. 測量及び地質調査	8
2. 境界杭の保全	9
3. 掘削工事	9
4. 地盤改良	9
5. 地下水の観測	9
6. 仮設足場工事	9
7. 躯体工事	9
8. 切替工事	9
9. 別途業者との取りあい区分について	9
10. 工程管理	9
第13節 その他	10
1. 関係法令に基づく許認可等の申請・届出手続きの協力	10
2. 生活環境影響調査の遵守	10
3. 関係法令等の遵守	10
4. 施工	11

添付資料

- ・添付資料 1 総合仮設計画図（参考）
- ・添付資料 2 全体工事工程表（～令和7年8月31日）【参考】
- ・添付資料 3 電気工事区分 構成図
- ・添付資料 4 既存施設 給排水系統図
- ・添付資料 5 既存施設改修工事 基本仕様
- ・添付資料 6 プラント工事関連図面
 - 添付資料 6-1 機器配置平面図・断面図
 - 添付資料 6-2 排水処理設備フロー図
 - 添付資料 6-3 既存施設 建築分電盤改修構成図
 - 添付資料 6-4 既存施設建築動力分電盤回路図

第1節 総 則

現在、宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「本組合」という。）は、宇佐市に新ごみ処理施設の建設工事を進めているところである。

本施設は、国東市から発生するごみを新ごみ処理施設に中継輸送するための中継施設として整備するものであり、新ごみ処理施設の稼働に合わせて令和7年度の稼働を予定している。

本工事は、プラント工事と建屋建設工事を分離して発注する。

本発注仕様書は、本事業のうち国東サテライトセンター施設整備事業（建屋建設工事）（以下「本工事」という。）に関し、本組合が要求する水準を示すものである。

本発注仕様書は、本工事の基本的な内容について定めるものであり、本工事の目的達成のために必要な納まり等については、本発注仕様書及び設計図面（以下「設計図書」という。）に明記されていない事項であっても、受注者の責任において全て完備及び遂行するものとする。また、設計図書を満たさない場合、受注者の責任において設計図書を満たすよう改善を行うものとする。なお、本発注仕様書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではないものとする。

本事業に係る工事の概要は以下のとおりである。

① 国東サテライトセンター整備事業（設計・プラント工事）

工事概要	<ul style="list-style-type: none">・工場棟の設計・プラント設備設計、工事・既存施設の改修工事計画
工事期間	令和5年6月6日～令和7年8月31日

② 国東サテライトセンター施設整備事業（建屋建設工事）

工事概要	<ul style="list-style-type: none">・工場棟建設工事・外構、造成工事・既存施設改修工事・既存施設の給排水及び電気を新設設備に繋ぎ変える工事（以下「切替工事」という。）（既存施設は令和7年6月まで稼働予定。）
工事期間	令和6年2月～令和7年8月31日（予定） 令和7年7月～令和7年8月31日（切替工事）

第2節 計画概要

1. 工事名

国東サテライトセンター施設整備事業（建屋建設工事）

2. 工事期間

本工事の建設期間は、本契約締結日の翌日から令和7年8月31日までとする。

3. 試運転

令和7年5月からプラント工事の試運転を開始するため、令和7年4月中に各種検査を終えること。また、令和7年2月頃からプラント設備の据付工事を開始するため令和6年12月までに主要な工事を終えること。

4. 建設用地の概要

1) 場所

国東市国東町東堅来 616 番地 1

2) 敷地面積

建設用地面積 : 約 1.8 ヘクタール

3) 建設用地の状況

同敷地内でごみ焼却施設（以下、「既存施設」という。）が運営されている。

4) 地形・地質

建設用地は、公園として建設されている。

中央山地地区に属し、火山岩と火山地形の分布する地区であり、両子火山を構成する岩がみられる地区である。また、微地形は図 3.1.3 より、「小起伏火山地」に相当する。

本調査地周辺の基盤岩は第四紀更新世の両子火山・上部火砕堆積物とよばれる両子火山の噴出物を礫にもつ凝灰角礫岩を主とする堆積物が分布している。

5) 都市計画事項

- ① 用途地域 指定なし
- ② 防火地域 指定なし
- ③ 高度地域 指定なし
- ④ 建ぺい率 70%以下
- ⑤ 容積率 400%以下

なお、国東市全域が景観計画における対象区域に指定されている。

5. 工事計画

- ① 工事期間中も既存施設は稼働中であることから、工事中における車両動線は、廃棄物搬入出車両、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- ② 建設に際しては災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止にも十分配慮を行うものとする。

6. 搬入道路

建設用地への搬入道路及び搬入口は、添付資料 1 総合仮設計画図（参考）のとおりとする。
工事中の工事車両は、添付資料 1 総合仮設計画図（参考）に示す条件を守ること。

第3節 共通事項

1. 発注計画

1) 本事業における基本方針

本組合は、本事業を2つの工事に分けて分離・分割発注するものとする。

- ① 分離発注されたそれぞれの受注者は、同一敷地において相互信頼に基づいてそれぞれの作業を尊重し、かつ誠意をもって工事の円滑な進捗を図ること。従って、当事者間の経営者及び現場代理人、職方に至るまで協調の趣旨を十分に理解し、協力するよう努力するものとする。
- ② 同一の敷地で作業する場合は、安衛法第 15 条により統括安全衛生責任者を選任しなければならない。工事の内容を鑑みて、本整備事業の最初から最後まで工事管理を行う本工事を受注する受注者が統括安全衛生責任者を置くこと。統括安全衛生責任者は同一敷地内での労働災害の防止に努めなければならない。
- ③ 別途工事業者との工程調整は、統括安全衛生責任者が別途工事業者間の調整を計り、監督員と協議の上決定し、別途工事業者への工程指導、調整を行うこと。特に別途工事の機械

器具の建物内への搬入については、躯体工事の進捗状況と密接な関係があり事前に入念な調整が必要となる。

- ④ 統括安全衛生責任者を置く受注者は、各社の作業時間等を調整して労務者間の紛争の防止、手戻り工事等の防止の調整、一部業者に過大の負担がかからない様な工程管理の調整、場内通路等の維持管理や環境衛生管理及び定例会議の開催等を担当するものとする。ただし、上記において発生する諸費用は、統括安全衛生責任者を置く受注者負担とする。
- ⑤ 受注者間における現場共益費は徴収しないこと。
- ⑥ 仮設電気の引き込み、仮設受電盤設置まで本工事受注者にて行うこと。
- ⑦ 仮設給排水設備について、本工事受注者にてもうけること。
- ⑧ 各受注者は、それぞれの別途工事業者に対して施設利用、使用を認めるものとし、以下の便宜を提供すること。
 - ・ 仮設足場、建物躯体等の利用及び使用。
 - ・ 工事中仮設便所の使用。但し、受注者毎に仮設事務所及び仮設トイレを設けること。
 - ・ 各受注者の搬入通路の確保。
 - ・ 各受注者の場内仮置き場、揚重機設置スペースの確保。
- ⑨ 各受注者間で疑義が生じた時は、その都度誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

2. 提出図書

工事着手時、施工中、完了時に提出し、承諾を受ける図書は下記一覧表に記載する。また、監督員は、下記に定めるものの他、必要な図書等の提出を求めることがある。提出部数は本組合と協議の上決定する。

<着手時>

着工届	1部
現場代理人届	1部
総合仮設計画書	5部
実施工程表	5部
施工体制台帳	5部

<施工中>

施工計画書	5部
材料承諾	5部
施工図承諾	5部
承諾願書	5部
協議書	5部
検査・立会願書	5部
議事録	(データにて管理)

<完了時>

工事管理資料	3部
工事品質資料	3部
出来形管理資料	3部
打合せ議事録	1部
防水工事等保証書	1部
契約不適合確認要領書	1部
建設副産物資料(マニフェスト伝票等)	1式

再生資源利用実績書	1 式
再生資源利用促進実績書	1 式
取扱説明書（必要に応じて）	3 部
予備品消耗品リスト（必要に応じて）	1 部
その他指示する図書	1 式
＜完成図書＞	
竣工図 A1 二つ折り	2 部（正・副）
竣工図 A4 縮小版	5 部
工事写真（定点写真含む）	2 部（正・副）
竣工写真	2 部（正・副）
電子媒体	1 部

第4節 本工事の品質確保

1. 適用範囲

本発注仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本発注仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な納まり等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、受注者の責任において全て施工すること。

2. 疑義

受注者は、本発注仕様書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合は本組合に照会し、本組合の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて本組合と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

第5節 材料及び機器

1. 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない材料・製品で、かつすべて新品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業会規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。

ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本組合の承諾を受けるものとする。

- ① 本発注仕様書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- ② 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- ③ 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- ④ 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2. 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去に実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。原則として、事前にメーカーのリストを本組合に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すこと。また、省エネルギータイプの電線、照明器具等を採用する等、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

3. 鉄骨製作工場の選定

建築本体工事における鉄骨製作工場は、付属施設等軽微な建築物（工作物）を除き次に掲げるいずれかに該当するものから選定する。

- (1) 日本鉄骨評価センターの工場認定基準による M グレード以上
- (2) 全国鉄骨評価機構の構造認定基準による M グレード以上

第6節 保証事項等

1. 保証事項

1) 責任施工

本工事において性能保証を求められた事項については、全て受注者の責任によりその性能を発揮させなければならない。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。

2. 工程調整

プラント工事は、試運転・予備性能試験・引渡性能試験等において機能発揮が工期内に確認されなければならない。そのためにはプラント試運転前には建築工事は完了して、各試験の支障とならないよう受注者は工程調整に配慮、協力すること。

第7節 契約不適合責任

施工及び材質ならびに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は受注者の負担にてやかに補修、改造、改善または取替を行わなければならない。ただし、本組合の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本組合は受注者に対し契約不適合改善を要求できる。

契約不適合の有無については、適時契約不適合検査を行いその結果を基に定するものとする。

1. 契約不適合責任

1) 施工の契約不適合責任

本工事の契約不適合責任期間は原則として引渡後3年間とする。また、防水工事等については「建築工事標準仕様書（最新版）」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。

2. 契約不適合検査

本組合は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合検査を行わせることが出来るものとする。受注者は本組合と協議した上で、契約不適合検査を実施しその結果を報告すること。契約不適合検査にかかる費用は受注者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。本検査で契約不適合が認められる部分については受注者の責任において改善、補修すること。

3. 契約不適合確認要領書

受注者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本組合に提出し、承諾を受けること。

4. 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ① 運転上支障がある事態が発生した場合
- ② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- ④ 性能に著しい低下が認められた場合
- ⑤ 主要部の耐用が著しく短い場合

5. 契約不適合の改善、補修

1) 契約不適合

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本組合の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

2) 契約不適合判定に要する経費

契約不適合責任期間中の契約不適合判定に要する経費は受注者の負担とする。

3) 契約不適合責任期間中の点検、整備・補修

正式引渡し日から 3 年間の当該工事に係る全ての定期点検（法定点検を除く）、整備・補修工事、各点検・整備・補修工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用は受注者の負担とする。

第 8 節 工事範囲

1. 工事範囲

工事対象施設の概要は次のとおりである

① 工場棟

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

階数 地上 1 階、地下 1 階

延面積 約 548 m²

屋根 折板

外壁 ALC、コンクリート打ち放し複層塗材

基礎 地盤改良、直接基礎

② 既存施設

事務室、湯沸室、浴室、脱衣室、会議室、トイレ、廊下、玄関等を対象として改修工事を行う。

既存施設の改修工事のうち、既存の給排水配管の改修は詳細な配管ルート等が不明である。該当箇所は想定で設計図書を作成し、その旨を記載している。該当箇所の設計図書との差異による費用の増減は別途精算対象とする。

③ 建築電気設備工事

建築電気設備工事：工場棟電気設備 構内電気設備 外灯設備

既設電気改修工事：動力設備 動力制御設備 コンセント設備 電灯設備

④ 建築機械設備工事

建築機械設備工事：給排水設備 空気調和設備 換気設備 衛生設備

合併処理浄化槽設備 消火設備

⑤ 土木工事及び外構工事

造成工事 構内道路及び駐車場 構内排水設備 門・囲障工事
構内サイン 排水管布設工事

第9節 検査及び試験

工事に使用する主要材料、機器類の検査及び試験は下記による。

1. 立会検査及び立会試験

指定主要材料、機器類の検査及び試験は、本組合の立会いのもとで行うこと。ただし、当組合が特に認めた場合には受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

2. 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3. 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

4. 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、本組合の職員または本組合が指示する監督員（委託職員を含む）の旅費等は除く。

第10節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、第8節に記載された該当する工事範囲の工事を全て完了し、竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第11節 基本事項

1. 仮設計画

受注者は、工事着工前に仮設計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。

1) 準備工

添付資料 1 総合仮設計画図（参考）を参考にすること。仕様の維持管理は本工事受注者負担とする。また、敷地境界は工事着手前に必ず確認をすること。

上記において発生する諸費用は本工事受注者負担とする。

2) 仮囲い

本事業区域を明確にするために敷地の全周に仮囲いを設置し、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐと共に、建設用地の必要個所に出入口ゲートを設けること。

また、添付資料 1 総合仮設計画図（参考）を参考に、本工事区域を明確にするために、カラーコーン、バリケード等で簡易の区画表示をすること。

上記において発生する諸費用は本工事受注者負担とする。

3) 工事用の電力、電話及び水

工事用電力、電話及び水は各受注者の負担にて、関係官庁と協議のうえ諸手続きをもって手配すること。

4) 場内仮設通路及び工事車両用駐車場

場内仮設通路及び工事車両用駐車場については本組合と協議のうえ、本工事受注者が整備すること。なお、維持管理については、統括安全衛生責任者の指示のもと各受注者は協力して安全衛生に努めること。この維持管理に要する費用は本工事受注者負担とする。

但し、通常の使用以上の損害が発生した場合は、その起因者が負担すること。

5) 工事監理用仮設事務所

本組合監督員と施工監理者の事務所及び本工事に係る会議室は、既存施設の会議室を利用する予定である。会議等に必要な備品の設置はプラント工事受注者で行う。

6) 仮設事務所

受注者が利用する仮設事務所の建設場所は添付資料 1 総合仮設計画図（参考）を参考に本組合と協議の上、決定する。

令和 6 年 3 月から令和 7 年 5 月までは仮設事務所を使用し、令和 7 年 6 月からの切替工事期間は既存施設を利用すること。詳細は協議により決定する。

7) 定例会議用会議室

定例会議等を行う会議室とそれに係る備品はプラント工事受注者にて準備する。

8) 仮設トイレ

仮設トイレについては、作業員用トイレを当該施工区域内に設けること。但し、工事監理は既存施設のトイレを利用するため、工事管理用仮設トイレの設置は不要とする。

9) 安全対策

受注者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。工事車両の出入りについては、周辺の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持ち出す恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講ずること。工事に当たっては、交通整理員の配置等一般車両及び通行者等への安全に十分留意すること。

汚染防止設備（タイヤ洗浄装置）の設置及び費用は、本工事受注者負担とする。

また、敷地内へのメイン出入口には、工事期間中は交通整理員を常駐させること。

これに係る費用は本工事受注者負担とする。

10) 統括安全衛生責任者の職務

- ① 同一敷地内の各元方安全衛生管理者を指揮すること
- ② 協議組織の設置及び運営
- ③ 作業間の連絡及び調整
- ④ 作業場所の巡視及び事業用地周辺に関する環境維持への配慮
- ⑤ 関係請負人が行う従業員の安全と衛生のための教育に対する指導及び援助
- ⑥ 仕事の工程、機械・設備等の配置についての計画作成と、機械・設備等を使用する作業に関し関係法令に規定された措置についての指導
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項 以上の職務を全うするのにかかる費用は統括安全衛生責任者を置く受注者が負担すること。

11) 本事業推進状況の説明用写真の撮影

本組合は、本事業の推進状況をホームページで公表する予定である。受注者は本事業全体に対し、工事期間中の進捗状況が確認できる定点写真（点数・場所は本組合と協議）を撮影し提出すること。

第 12 節 建築工事

1. 測量及び地質調査

受注者は、必要に応じて調査を実施すること。また、測量については、各棟の建物位置が追いつけるように強固な仮 BM を設けること。

2. 境界杭の保全

工事期間中の境界杭の保全は、本工事受注者が責任をもって保全すること。

3. 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事（山留め・排水工等）においては、工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行った上、施工計画書・施工要領書を監督員に提出し、承諾を受けたのち施工に掛かること。また、湧水の場外排出については、監督員の承諾を受けたのち法令に則って処理すること。また、場内への仮置き土についても施工計画書で示し、監督員の承諾を受けること。

4. 地盤改良

室内配合試験は試験施工にて確認した現地の土質や地盤条件を基に、試料の採取位置を計画すること。また、それを明記した試験計画書を提出し監督員の承認の上を実施すること。

5. 地下水の観測

着工から竣工まで地下水の水質、水量の定期的な観測を行い、記録を残すこと。また、異常が観測された場合は やかに工事を中止し、その旨を監督員に報告し指示に従うこと。その諸費用は本工事の受注者負担とする。

また、原因追及・改善対策等に対して受注者は協力すること。

6. 仮設足場工事

仮設足場の組み替え時には必ず、統括安全衛生責任者が立会確認を行うこと。

7. 躯体工事

RC 造の水槽は、48 時間の水張り試験を行い漏水が無いことを確認すること。

8. 切替工事

プラント工事で実施する性能試験を終えた後、令和 7 年 7 月から令和 7 年 8 月末まで電気及び給排水の切替工事を実施する。

9. 別途業者の取りあい区分について

- ① 犬走り工事等は、工事範囲とする。
- ② 建物保護のガードパイプ工事は工事範囲とする。
- ③ 別途業者用の ALC 開口は、工事範囲とする。
- ④ 別途業者用の埋め込み金物は材料手配を別途業者、工事を本工事受注者の工事範囲とする。

10. 工程管理

1) プラント工事との事前調整

本工事の工程は、添付資料 2 全体工程表（参考）を参考とする。

工場棟の屋根を張る前の段階で先行搬入するプラント機器があるため、プラント工事受注者と事前に工程調整を行うこと。

プラント設備据付用の金物は材料手配をプラント工事、据付工事を本工事受注者にて実施する。金物の据付精度がプラント設備の精度に直結するため、据付はプラント工事受注者の立会のもと実施すること。

プラント設備用のスリーブも金物据付と同様にプラント工事受注者の立会いのもとで位置決めすること。

プラント電気工事も外構工事との調整を要するため事前協議を行うこと。

2) 会議の開催

全体定例会議は原則1回/月の開催とする。必要に応じて分科会を開催すること。

第13節 その他

1. 関係法令に基づく許認可等の申請・届出手続きの協力

関係法令に基づき関係官庁へ許認可申請・報告・届出等の必要がある場合は、速やかに手続きを行い、本組合に報告すること。手続きに際しては、あらかじめ本組合に書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行うこと。

また、本組合が直接関係官庁へ許認可申請・報告・届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その一切の経費を負担すること。

2. 生活環境影響調査の遵守

受注者は、工事期間中を通して本組合が作成した生活環境影響調査に基づき本工事を行うこと。

3. 関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。(全て最新版に準拠)

環境基準法

建設業法

都市計画法

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

建築基準法

消防法

危険物の規制に関する政令

水道法

下水道法

工業用水法

河川法

航空法

電気事業法

電気用品取締法

電波法

高圧ガス取締法

労働基準法

労働安全衛生法

計量法

危険物取締法

道路法

道路交通法

毒物及び劇物取締法

海洋汚染及び海上災害防止に関する法律

製造物責任法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊建築物の建築の促進に関する法律
(ハートビル法)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

建築基礎構造設計指針

建築構造設計基準・同解説

建築工事標準詳細図

建築工事標準仕様書・同解説

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「建築工事編」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「電気設備工事編」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書「機械設備工事編」

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針

土木工事共通仕様書

コンクリート標準示方書

労働安全衛生法に関する下記の規則・規格

- ・ 電気機械器具防 構造規格
- ・ 事務所衛生基準規則

電気事業法に関する下記基準など

- ・ 電気設備に関する技術基準
- ・ 電気設備に関する技術基準の細目を定める告示
- ・ 電気工作物の溶接に関する技術基準

関連電力会社の工事規程及び内線工事規程

関連ガス会社の規格・規程など

日本工業規格 (JIS)

電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)

日本電気工業会標準規格 (JEM)

土木請負工事必携

建築設備耐震設計・施工指針 (最新版)

官庁施設の総合耐震計画基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律

その他諸法令及び諸基準

4. 施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。なお、安全管理計画書を作成し提出すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

資材搬入路、仮設事務所等については添付資料 1 総合仮設計画図 (参考) を参考に計画し、本組合と協議の上決定すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本組合と協議の上、起因者の負担で やかに復旧すること。

4) 保険

本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。

5) 事業は分離発注のため、各受注者は統括安全衛生責任者の調整、指示・指導に協力して、本施設の完成、引渡しに努力すること。